

## 景観専門家会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、加古川市景観まちづくり条例施行規則(平成10年規則第29号。以下「規則」という。)第34条の規定に基づき、景観専門家会議(以下「景観会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 景観会議の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあってはこの限りでない。

- (1) 加古川市情報公開条例(平成10年条例第27号)第5条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営その他の事務に著しい支障を生ずると認められる場合

### (会議の開催の周知)

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として開催日前に一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、傍聴手続その他必要な事項とする。

### (傍聴人の定員等)

第4条 傍聴人の定員は、会場の広さを勘案し概ね10人を目安に、市長が会議開催の都度定める。

### (傍聴の申出等)

第5条 傍聴を希望する者は、会議開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書に所要事項を記入のうえ申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が前条に規定する定員を超える場合は、会議開会前に傍聴の申出順で抽選により決定する。

### (傍聴席)

第6条 傍聴席は、市長が指定する。

2 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 市長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 市長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は会議を傍聴することができない。ただし、同伴者が市長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (6) 会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと。
- (7) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (8) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (9) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(傍聴人への配布資料等)

第9条 傍聴人へは、会議次第又は議題を記載した資料を配布する。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 市長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規程に違反し、市長が退場を命じたとき。

(報道関係者の取扱い)

第12条 報道関係者については、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(会議の議事録)

第13条 市長は、会議の議事録を調製し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 議決事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 議事録は公開することができるものとする。ただし、次の事項については、この限りでない。

- (1) 発言した者の氏名
- (2) 発言した者の氏名が識別され得ると市長が認める事項
- (3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営その他の事務に著しい支障を生ずると市長が認める事項

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、景観会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。